

議員提出議案第 1 号

藤岡市議会委員会条例の一部改正について

藤岡市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成23年2月25日提出

平成23年2月28日可決

提出者	山田 朱美	賛成者	隅田川徳一	賛成者	冬木 一俊	賛成者	吉田 達哉
賛成者	木村 喜徳	〃	松村 晋之	〃	湯井 廣志	〃	阿野 行男
〃	渡辺 徳治	〃	青木 貴俊	〃	茂木 光雄	〃	堀口 昌宏
〃	青柳 正敏	〃	片山 喜博	〃	松本啓太郎	〃	針谷 賢一
〃	佐藤 淳	〃	久保 信夫	〃	窪田 行隆	〃	岩崎 和則
〃	斉藤千枝子	〃	渡辺新一郎	〃	反町 清		

藤岡市条例第 号

藤岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 藤岡市議会委員会条例（平成15年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表経済建設常任委員会の項中「産業建設課」を「にぎわい観光課」に改め、教務厚生常任委員会の項中「及び保健福祉課」を削る。

第2条 藤岡市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「8人」を「8人以内」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成23年4月1日から、第2条の規定は同年4月30日から施行する。